

三平事務所通信 2016.11.1



【コラム】『無期転換ルールへの対応』

三平 和男

今年に入り、社会保険の適用拡大や配偶者控除の見直しなど、女性活躍支援や働き方改革に向けた話題をよく耳にします。また、人事や労働に関するセミナーでは、「無期転換ルール」に関するものが増えてきているようです。

無期転換ルールとは、2013年4月1日以後に開始する有期労働契約（1年契約、6カ月契約など契約期間の定めのある労働契約のこと）が、同じ使用者との間で5年を超えて繰り返し更新された場合、その有期契約労働者からの申し込みによって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される、というものです。有期労働契約であれば、パート・アルバイト・契約社員・嘱託などの職場での呼称にかかわらず、対象となります。

たとえば、1年契約を毎年“自動的に”繰り返し更新して10年以上働いている方など、周りにいらっしゃらないでしょうか。このような方から「これからもこの会社で働きたいので、今後は1年契約ではなく、期間の定めのない労働契約にしてほしい」と言われたら、使用者はその申し込みを承諾したものとみなされて断ることはできず、その時点で無期労働契約が成立する、というのがこのルールです。

「2013年4月1日以後に開始する有期労働契約」「5年を超えて繰り返し更新」ということから、無期転換の申し込みが本格化するのは2018年4月1日以降かもしれません。とはいえ、契約の話だけでなく、抜本的な人事制度の見直しも視野に入れて対応を考える必要があるのではないのでしょうか。

政府の「働き方改革」の方針の基、様々な施策が検討され、実施に移されようとしています。

経営者・事業主としては、従来の固定観念にとらわれることなく、柔軟な対応が求められてきています。労働環境の改善と生産性の向上を両立させるために、大胆な人事制度改革に取り組む覚悟をもって臨まなければいけないと感じています。

《年末年始休業のお知らせ》

12月29日（木）～1/3日（火）まで年末年始休業とさせていただきます。



《仕事と介護の両立支援について》

仕事と介護を両立できる職場環境づくりや、介護離職の防止に向けたより実効性のある取組をさらに進めるため、「介護支援取組助成金」を見直し、平成28年10月より、「介護離職防止支援助成金」が創設されました。

以下の要件を全て満たし、かつ介護休業又は介護制度を利用する従業員が生じた事業主が対象となります。

- アンケート調査の実施
- 介護休業等の社内制度の設計・見直し
- 研修の実施、制度の周知
- 相談窓口の設置、周知
- 介護支援プランの策定・導入

※詳細は、厚生労働省より公開されているリーフレットをご参照ください。

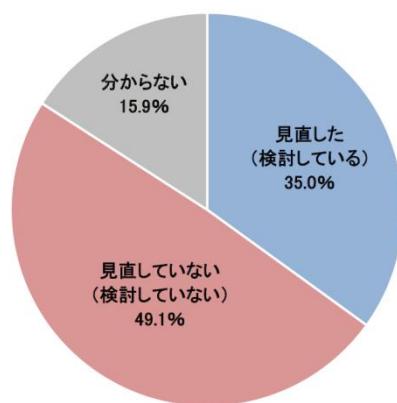
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouri_tsu01/

《最低賃金改定に関する企業の意識調査》

帝国データバンクが2016年度の最低賃金の改定に関する企業の意識調査を行ったところ、「見直した(検討している)」企業は全体の35.0%で、3社に1社が見直しを実施または検討している結果となりました。

業界別では、『小売』や『運輸・倉庫』『製造』で4割を超えており、非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながってる様子がうかがえます。

これらの企業では、最低賃金での採用の有無にかかわらず、給与体系見直しの有無
人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、人手不足
が強まるなかで最低賃金改定は人材確保に影響を与えているようです。



《平成28年分の年末調整から適用される改正事項》

平成28年以降の年末調整において、国外に居住する親族を扶養控除対象とするには、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出する必要があります。

関係書類を国外から取り寄せるためには時間を要すると思いますので、対象の従業員がいる場合はなるべく早めに説明をしておきましょう。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。